

産業廃棄物施設の維持管理に関する基準書（中間処理施設）

1. 共通基準

維持管理基準	維持管理及び監視計画
<p>(1) 囲い等</p> <p>ア 施設に係る敷地の周囲の囲いは、みだりに人が立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。</p> <p>イ 囲いが破損した場合は、直ちに補修すること。</p> <p>ウ 出入口は、1日の作業終了後及び管理者等が不在で施設が無人的になるときは、閉鎖し施錠すること。</p>	<p>ア 既に囲いを設け、みだりに人が立ち入るのを防止することができるようにしてある。</p> <p>イ 囲いの破損を発見した場合は、直ちに補修する。</p> <p>ウ 既設の中間処理施設について、既に対応している。計画の中間処理施設についても、同じ敷地内のため、同様に対応する。</p>
<p>(2) 表示等</p> <p>ア 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。</p> <p>イ 立札等が破損した場合は、直ちに補修すること。</p>	<p>ア 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換え等の措置を講ずる。</p> <p>イ 立札等の破損を発見した場合は、直ちに補修する。</p>
<p>(3) 排水</p> <p>ア 施設から生ずる排水は、直接放流先に放流すること。</p> <p>イ 施設の敷地境界から放流先までの暗渠や開渠等は、定期的に清掃し、他に漏れ出たり溢れ出ないように管理すること。</p>	<p>ア 既設の中間処理施設については、開渠及び塩ビ埋設管により直接放流先に放流している。計画の中間処理施設については、廃棄物の焼却施設において、ガス冷却室の水噴射に水が使用され、排水となるが、その排水は再び焼却施設において噴霧燃焼し、蒸発させるため、系外に排水が排出されることはない。よって、該当しない。</p> <p>イ 既設の中間処理施設については、定期的に清掃を行っている。計画の中間処理施設については、上記アの理由から該当しない。</p>

維持管理基準	維持管理及び監視計画
<p>(4)管理体制</p> <p>ア 産業廃棄物の取扱業務を適切に行うため、施設管理責任者を置き、管理体制を整備すること。</p> <p>イ 施設の適切な維持管理を行うに当たって、必要な事項を定めた取扱いマニュアルを策定し、作業員に対して十分な教育を行うこと。</p>	<p>ア 既設の中間処理施設については、管理体制を整備している（別紙管理体制図参照）。計画の中間処理施設については、既存焼却施設の更新であるため、現行の管理体制で適切な管理を行う。</p> <p>イ 既設の中間処理施設については、既にマニュアルを策定し、十分な教育を行っている。（別紙マニュアル参照）。計画の中間処理施設については、必要な事項を定めた取扱いマニュアルを策定し、十分な教育を行う。</p> <p>とりわけ医療系廃棄物については、今後、感染症または伝染病の罹患のリスクを考慮し、環境省策定の「感染性廃棄物処理マニュアル」等により、当該廃棄物の取扱いに際する知識の習得や訓練を計画し、実施する。</p>

2. 中間処理施設の共通基準

維持管理基準	維持管理及び監視計画
<p>(1)処理能力に見合った処理</p> <p>施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。</p>	<p>施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行う。</p>
<p>(2)異常事態の対応</p> <p>産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>	<p>産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収や流出箇所の清掃及び原状復旧を直ちに行う。</p>
<p>(3)定期的な点検、機能検査</p> <p>ア 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。</p> <p>イ 施設の機能検査及び保守点検は、原則として月1回以上行うこと。</p> <p>ウ 中間処理後の産業廃棄物の性状を定期的に検査し、施設の正常な機能が維持されるように運転管理を行うこと。</p>	<p>ア 既設の中間処理施設については、施設の定期的な点検及び機能検査は、マニュアルに則って実施している。計画の中間処理施設についても、同様に実施する。</p> <p>イ 既設の中間処理施設については、月1回実施している。計画の中間処理施設についても、月1回実施する。</p> <p>ウ 既設の中間処理施設については、法律に則った重金属等の必要な項目に関して、分析試験機関に委託して試験検査を行っている。計画の中間処理施設についても、同様とする。</p>
<p>(4)飛散、流出及び悪臭の防止</p> <p>ア 産業廃棄物の飛散、流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>イ 産業廃棄物の飛散、流出並びに悪臭の発散を防止するために、産業廃棄物の受入設備、貯留設備、保管設備及び施設の囲い、覆い、屋根及び流出防止堤等を定期的に点検し、保守管理を行うこと。</p>	<p>ア 既設の中間処理施設については、建屋内に廃棄物を保管している。特に泥状・液状廃棄物については、ピット若しくは容器により保管している。計画の中間処理施設についても、建屋内、廃液タンク及び廃油タンクに廃棄物を保管する。特に泥状・液状廃棄物については、ピット、タンク若しくは容器により保管する。</p> <p>イ 既設の中間処理施設については、左記設備の定期的な点検及び保守管理は、マニュアルに則って実施している。計画の中間処理施設についても、同様に実施する。</p>

維持管理基準	維持管理及び監視計画
<p>(5)害虫等の発生防止</p> <p>ア 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。</p> <p>イ 必要に応じ、殺虫剤等の散布を行うこと。</p>	<p>ア 既設の中間処理施設については、日常業務として、構内清掃を実施している。計画の中間処理施設についても、同様に実施する。</p> <p>イ 既設の中間処理施設については、害虫等が発生した場合には、殺虫剤等の散布を行っている。計画の中間処理施設についても、同様とする。</p>
<p>(6)騒音及び振動の防止</p> <p>ア 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。</p> <p>イ 騒音及び振動が発生する機器類の駆動部、回転部、軸受部及び基礎ボルト等については、定期的に保守点検すること。</p> <p>ウ 防音及び防振設備等の機能を定期的に保守点検すること。</p>	<p>ア 既設の中間処理施設については、施設の定期的な点検は、日常業務及び通常業務として行い、著しい騒音及び振動の発生を防止している。計画の中間処理施設についても、同様とする。</p> <p>イ 既設の中間処理施設については、施設の定期的な点検は、日常業務及び通常業務として行っている。計画の中間処理施設についても、同様とする。</p> <p>ウ 既設の中間処理施設については、防音及び防振設備等の機能の定期的な保守点検は、日常業務及び通常業務として行っている。計画の中間処理施設についても、同様とする。</p>
<p>(7)粉じんの発生防止</p> <p>ア 施設の運転及び車両、重機等の運行における粉じんの発生により周囲の生活環境を損なわないように散水等必要な措置を講ずること。</p> <p>イ 集じん機等の機能検査を定期的に行うこと。</p>	<p>ア 既設の中間処理施設については、車両、重機等の運行における粉じんの発生に対し、散水の措置を講じている。計画の中間処理施設についても、同様とする。</p> <p>イ 既設の中間処理施設については、集じん機等の機能検査は、通常業務として行っている。計画の中間処理施設についても、同様とする。</p>

維持管理基準	維持管理及び監視計画
<p>(8)放流水の検査</p> <p>ア 施設から排水を放流する場合は、その水質が生活環境保全上の支障が生じないものとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。</p> <p>イ 放流水の水質が、表-1に掲げる項目の排水基準に適合するように維持管理すること。</p> <p>ウ 放流水の定期的な水質検査は、表-1に掲げる全項目については年2回以上、また生活環境項目の(1)から(6)については月1回以上行うこと。</p>	<p>ア 既設の中間処理施設については、排水処理設備の定期的な点検及び保守管理は、マニュアルに則って行い、定期的に放流水の水質検査を行っている。計画の中間処理施設については、共通基準「(3)排水」の理由から該当しない。</p> <p>イ 既設の中間処理施設については、表-1に掲げる項目の排水基準に適合するように維持管理している。計画の中間処理施設については、共通基準「(3)排水」の理由から該当しない。</p> <p>ウ 既設の中間処理施設については、表-1に掲げる全項目(ただし、生物化学的酸素要求量を除く)については年2回、また生活環境項目の(1)及び(3)～(6)については、月1回の水質検査を行っている。計画の中間処理施設については、共通基準「(3)排水」の理由から該当しない。</p>
<p>(9)雨水等の流入防止</p> <p>施設内に外部から雨水が流入しないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>既設の中間処理施設については、開渠を敷設し、施設内に外部から雨水が流入しないようにしている。計画の中間処理施設についても、雨水側溝等の開渠を設け、施設内に外部から雨水が流入しないようにする。</p>
<p>(10)排ガスの検査</p> <p>施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないように管理すること。</p>	<p>既設の中間処理施設について、排ガス洗浄塔の定期的な点検及び保守管理は、マニュアルに則って実施し、法律に則って、定期的に排ガスの検査を行うことにより、生活環境保全上の支障が生じないように管理している。計画の中間処理施設についても、同様の管理をする。</p>

維持管理基準	維持管理及び監視計画
<p>(11)搬入時の産業廃棄物の確認</p> <p>ア 搬入車両から産業廃棄物を受入れる前に、監視ゲート等により、搬入産業廃棄物が中間処理できる品目であるか確認すること。また、産業廃棄物の性状の分析又は計算を行うこと。</p> <p>イ 中間処理できる品目以外の産業廃棄物が混入した産業廃棄物が搬入されないよう排出事業者、収集・運搬業者との連絡をとるなどの管理体制を確立しておくこと。</p> <p>ウ 万一、受入れた産業廃棄物中に中間処理品目以外の産業廃棄物が認められた場合は、それを返却すること。</p> <p>エ 産業廃棄物処理業者については、原則としてマニフェスト管理された産業廃棄物のみ受け入れることとし、排出事業者等の不明な産業廃棄物は受け入れないこと。</p>	<p>ア 既設の中間処理施設について、当該廃棄物の受入時に確認している。なお、受入産業廃棄物については、受入段階の前でMSDS、発生フロー図等により、当該廃棄物の性状を把握し、また、必要に応じて、サンプル等を入手し、分析することにより、中間処理できる品目であるか確認している。計画の中間処理施設についても、同様とする。</p> <p>イ 上記アに加え、中間処理委託契約前に、左記の内容について排出事業者等に周知徹底している。計画の中間処理施設についても、同様とする。</p> <p>ウ 既設の中間処理施設については、万一受入れた産業廃棄物中に中間処理品目以外の産業廃棄物が認められた場合は、それを返却する。計画の中間処理施設についても、同様とする。</p> <p>エ マニフェスト管理されない廃棄物、排出事業者等の不明な産業廃棄物は受け入れない。</p>
<p>(12)中間処理後の産業廃棄物の確認</p> <p>中間処理後の残渣の性状については、表-3に残渣の種類毎に定めた分析項目について同表で定めた試験方法により年4回以上試験検査を行って確認すること。</p>	<p>(3)ウのとおりとする。</p>

維持管理基準	維持管理及び監視計画
<p>(13)防火</p> <p>ア 構内での野外焼却は行わないこと。</p> <p>イ 消火器その他の消火設備については、常に整備点検し、操作方法等の訓練を行うこと。</p> <p>ウ 可燃性産業廃棄物を取扱う場合には、火気取扱責任者を置き、終業後の火気の点検、確認等の管理監督を行うこと。</p>	<p>ア 構内での野外焼却は行わない。</p> <p>イ 消火器及び消火設備の点検は、消防法に基づき実施し、操作方法等の訓練は、当社規定の消防計画に基づいて実施している。</p> <p>ウ 火気取扱責任者（管理体制図上の焼却施設技術管理士としている）を置き、終業後の火気の点検、確認等の管理監督を行っている。</p>
<p>(14)管理事務所</p> <p>事務所内には、施設設置等事前協議書（写）、法第15条に係る施設にあっては、設置届出書（写）又は設置許可証（写）、帳簿又は伝票等を備えておくとともに、処理業の用に供する施設にあっては許可証（写）を見やすい所に掲示しておくこと。</p>	<p>既設の中間処理施設については、既に掲示している。計画の中間処理施設についても、同様とする。</p>
<p>(15)記録及び保存</p> <p>施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。</p>	<p>既設の中間処理施設については、既に施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を3年間保存している。計画の中間処理施設についても、同様とする。</p>
<p>(16)事故時の補償</p> <p>事故時においては、補償が十分にできるものであること。</p>	<p>事故時における補償については、当社で責任をもって対応する。</p>

3. 個別基準

維持管理基準	維持管理及び監視計画
(1)	該当しない。
<p>(2)汚でいの乾燥施設（天日乾燥施設を除く）</p> <p>ア 汚でいの性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つように温度を調節すること。</p> <p>イ 施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはばい煙に関する検査を行うこと。</p>	<p>ア 乾燥設備は熱風ダンパ制御方式であるので、温度を調節することができるように管理する。また、非常用として、重油燃焼による熱風炉を稼動する。</p> <p>イ 施設から排出されるガスは、同時に計画している焼却施設の二次燃焼室に導入し、二次燃焼室後段の排ガス処理設備によって処理する。また、ばい煙に関する検査は、焼却施設に基づく検査をもって充てる。</p>
(3)	該当しない。
<p>(4)汚でい、廃油、廃プラスチック類及びその他の産業廃棄物の焼却施設（(1)に規定する施設を除く。）</p> <p>ア 主要な燃焼室の出口における炉温をおおむね800℃以上にした後、産業廃棄物を投入すること。</p> <p>イ 焼却に当たっては、主要な燃焼室の出口における炉温を800℃以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。</p> <p>ウ 運転の開始及び停止時に燃焼室の炉温を急激に変化させないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>ア 既設の中間処理施設については、主要な燃焼室の出口における炉温をおおむね800℃以上にした後、産業廃棄物を投入している。計画の中間処理施設についても、同様とする。</p> <p>イ 既設の中間処理施設については、焼却に当たって、主要な燃焼室の出口における炉温を800℃以上に保つとともに、異常な高温とならないようにしている。計画の中間処理施設についても、同様とする。</p> <p>ウ 既設の中間処理施設については、起動時及び立下げ時のバーナー燃焼により、急激な炉温の変化が起こらないように運転している。計画の中間処理施設についても、同様とする。</p>